

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年6月28日)

[件 名]

- 鳥取県環境影響評価審査会の開催状況について
(環境立県推進課)・・・2
- 七夕の全庁一斉ライトダウン及び関連イベントについて
(脱炭素社会推進課)・・・4
- 令和5年度鳥取砂丘ボランティア除草について
(緑豊かな自然課)・・・5

生活環境部

鳥取県環境影響評価審査会の開催状況について

令和5年6月28日
環境立県推進課

JR 東日本エネルギー開発株式会社が計画する風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の第2回目審査及び鳥取県東部広域行政管理組合が整備した可燃物処理施設（リンピアいなば）の工事完了に伴う事後調査報告書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、その概要を報告する。

1 令和5年度第2回審査会

(1) 審査会の概要

開催日時: 令和5年6月19日 午前9時から午前10時30分まで

場所: 鳥取市末広温泉町 白兔会館

議題: 「(仮称)新北条砂丘風力発電事業方法書」について（環境影響評価法に基づく手続き）

事業者: JR 東日本エネルギー開発株式会社

内容: 第1回審査会で出された審査委員からの意見及び事業者に提出された住民意見等に対して、事業者見解の説明後、審査が行われた。

< 事業者説明資料の概要 >

【第1回審査会での委員からの意見に対する事業者見解(主なもの)】

○現在建設中の山陰自動車道に対する影響を考慮して設置位置の選定を行うこと。

(事業者見解) 今後道路管理者と協議しながら設置位置の検討を行っていく。

○騒音の測定地点について、設置予定区域の西側(由良地区側)にも測定地点を追加すべき。

(事業者見解) 今後風車の設置位置の検討を踏まえ調査地点の追加も検討する。

○町が設置している既存風車におけるバードストライク等の現状を把握すること。

(事業者見解) 既設風車周辺での鳥類の行動を考慮し、調査地点を選定するとともに、バードストライク発生状況の確認についても町と協議しながら検討する。

【住民からの意見に対する事業者見解(主なもの)】※住民2名から5通の意見書提出

○事故が起きた際の復旧に要する日数を教えてほしい。

(事業者見解) 24時間遠隔監視を行うため事故状況の把握は直ちに可能だが、対応に必要な日数は事故発生状況により異なるためはっきり示すことができない。

○風車からの落雪、落氷対策はどうなっているか。

(事業者見解) 既存の風車で発生状況を確認のうえ、必要な措置を講じていく。

○景観の眺望調査地点に観光スポットを追加してほしい。

(事業者見解) 今後町と協議しながら、お台場公園、観光農園などの追加を検討していきたい。

< 第2回審査会での委員からの主な意見 >

○風車騒音の評価においては、既存風車及び山陰自動車道建設工事の影響を考慮して調査を行うとともに、適切な手法を用いて騒音の予測・評価を行うこと。

○風車設置時に保安林内作業を行う場合は、保安林機能が低下する恐れがないか十分に検討すること。

○海岸部近くに風車が建設された場合は基礎等の建設により海浜に影響が生じるため、風車の設置位置は沿岸漂砂、砂浜の変形に関しても考慮すること。

○一般住民から提出された事故が起きた際の復旧に要する日数に関する質問等に対して、曖昧な回答に終わっている部分がある。住民の理解を得るためにも今後の説明会等では丁寧に説明を行うこと。

< 審査会会長まとめ >

今回の審査会で出た意見及び会議後に各委員に意見照会して出た意見を取りまとめたうえ、次回審査会で事業者から回答をいただき審査を行うこととする。

(2) 当該事業の手続経過

令和4年9月22日 事業者が経産省に環境影響評価手続きの実施について報告

令和5年3月30日 事業者が経産省に方法書を提出

3月31日～5月1日 方法書の縦覧、一般からの意見聴取(意見聴取は5月15日まで)

4月14日～16日 住民説明会(北栄町大栄、北栄町北条、湯梨浜町、琴浦町、倉吉市:計5回)

4月24日 第1回鳥取県環境影響評価審査会

6月19日 第2回鳥取県環境影響評価審査会

(予定) 7月24日 第4回鳥取県環境影響評価審査会(当該事業について3回目)

(以降も必要に応じて審査会を開催)

9月6日 経済産業大臣への知事意見提出期限

2 令和5年度第3回審査会

(1) 審査会の概要

開催日時: 令和5年6月26日 午前9時から午前11時まで

場所: 鳥取市末広温泉町 白兔会館

議題: 「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)事後調査報告書」について(環境影響評価条例に基づく手続き。予測・評価に関する審査はすべて完了しているが、講じた環境保全措置の効果を確認するため事後調査を行い、その結果を報告するもの。)

事業者: 鳥取県東部広域行政管理組合

内容: 可燃物処理施設の建設工事中における環境保全措置の実施結果について事業者からの説明後、審査が行われた。

<事業者説明資料の概要>

【環境保全措置の主なもの】

- ・大気質: 資材運搬車両の走行、土地造成等に伴う、粉じんの発生抑制
- ・騒音・振動: 資材運搬車両の走行、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の発生抑制
- ・水質: 工事場所からの濁水発生抑制
- ・地形地質: 工事に伴う切土・盛土などによる地形改変の抑制
- ・動植物: 工事に伴い影響を受ける動植物の生態・植生の保全措置

【事後調査結果の報告概要】

- 大気質、騒音・振動、水質(排水)、地形地質に対する影響については、評価書の予測結果を下回るものであり、環境保全措置による回避・低減が図られていると評価する。
- 動物、植物に対する保全措置の効果は、一部で移植後活着していない植物種などはあるが、植樹等を行う計画であり、移植状況を現在もモニタリング中である。また事業区域周辺で行った調査で新たにミズマツバ群落が発見された。現状では実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られていると評価する。

<第3回審査会での委員からの意見>

- 植樹等を行う場合は、他地域から苗木を持ってくるのではなく、同地域の苗木の植樹を検討すること。
- ミズマツバについては、事業区域周辺の調査により発見されたミズマツバと、事業区域内のミズマツバの関係について確認すること。(ミズマツバ: 水田や湿地に生える小さな1年草。環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類。県のレッドリストには掲載無し。)

<審査会会長まとめ>

今後、各委員に意見照会を行い、ご意見をいただいたうえで、追加の環境保全措置の要否について検討することとする。

(2) 当該事業の手続経過

- 平成21年8月17日 方法書提出(条例に基づくアセス手続きの開始)⇒ H22.1.20 知事意見
- 平成24年3月30日 準備書提出 ⇒ H24.10.31 準備書に対する知事意見
- 平成25年1月21日 評価書提出 ⇒ H25.3.21 評価書に対する知事意見
- 4月19日 補正された評価書の提出 ⇒ 5.17 知事意見
- 8月30日 評価書再補正 ⇒ 9.30 知事意見
- 10月30日 評価書再々補正 ⇒ 11.29 条例第24条第2項通知 ※アセス手続き終了
- 12月13日 評価書広告・縦覧(H26.1.14まで)
- 平成29年9月28日 事後調査計画書の提出
- 平成31年3月28日 評価書及び事後調査計画書に係る変更届提出
(工事期間: 平成29年12月～令和5年3月)
- 令和5年5月25日 工事中事後調査結果報告書、事後調査計画変更届、工事完了届提出
- 6月26日 第3回環境影響評価審査会

※令和5年4月から施設の供用を開始しており、施設稼働に関する事後調査は供用開始後3年間実施予定。調査報告書は令和8年度に提出される予定。

(参考) 環境影響評価手続きについて

| 状況 | 呼称 | 文書の記載内容 |
|--------------------------|--------------|--|
| の調査 検討 手法 | 配慮書 (1段階) | 事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書 |
| | 方法書 (2段階) | 事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書 ※ 新北条砂丘風力発電事業に係る手続き |
| 現 地 調 査 ・ 予 測 ・ 評 価 | | |
| 調査結果を踏 まえた事業計 画の精査 | 準備書 (3段階) | 方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書 |
| | 評価書 (4段階) | 準備書に対する知事意見等を踏まえ必要に応じて準備書にさらに検討を加え内容を修正した文書※ 法対象事業の場合は知事意見を述べる手続はない。 |
| (事業着手) | | |
| 事後調査 | | ※ 東部広域行政管理組合の手続き |

七夕の全庁一斉ライトダウン及び関連イベントについて

令和5年6月28日
脱炭素社会推進課

地球環境の大切さを再認識し、県民がそれぞれの立場で地球温暖化について考える契機とするため、七夕の夜に一斉ライトダウンの実施を県下に広く呼びかけるとともに、関連イベントを実施するので、概要を報告する。

1 一斉ライトダウンの実施について

(1) 日 時 令和5年7月7日（金）午後7時30分から35分まで

(2) 実施内容

県庁、地方機関、市町村及び賛同企業・団体の職場及び家庭の照明を一斉に消灯する。

2 関連イベントの実施について

(1) 日 時 令和5年7月7日（金）午後5時から午後8時30分まで

(2) 場 所 とりぎん文化会館 中庭（雨天の場合：とりぎん文化会館フリースペース）

(3) イベント概要

ライトダウンに合わせて、星空の下、夏の夜を楽しむキャンドルナイトイベントを実施する。

- ・ 県内中高生によるストリートピアノの演奏
- ・ 天体望遠鏡を使った星空観察会
- ・ 県立図書館職員による絵本の読み聞かせ
- ・ ワークショップ（プラスチックゴミを再利用したアクセサリーづくり、古着等を活用したTシャツプリント体験）
- ・ 夕涼み縁日屋台、影絵の上映や体験
- ・ すなば珈琲による飲食販売 など

<配布ポスター>

とりぎん文化会館 中庭
〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101-5
参加費：無料 ※飲食のみ有料となります。
※雨天の場合はとりぎん文化会館フリースペースにて開催いたします。

節電をCOOL(カッコよく)は、みんながCREW(仲間)となって七夕の夜を楽しもう！

みんなでライトダウン
19:30 5 min 19:35

【タイムスケジュール】
17:00 19:00 19:40 20:00 20:30

19:00 プラスチックリサイクルワークショップ
19:40 キャンドルナイト
20:00 天体望遠鏡を使った星空観察会

他にも、キャンドルによる鑑賞、夕涼み縁日など、七夕の夜を一緒に楽しむイベントを用意して皆様の参加をお待ちしております。イベントの詳細は各のQRコードから専用ページにてご確認ください。

Renewable energy 100%
※今回のイベントは再生可能エネルギー由来の電力によって行われます。

鳥取県脱炭素社会推進課 / ゼロカーボンとっとり / 鳥取県文化振興財団 / 鳥取県立図書館 / 新日本海新聞社

令和5年度鳥取砂丘ボランティア除草について

令和5年6月28日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘未来会議では、平成16年度から県民の皆様と一緒に美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところであり、今年度のボランティア除草の実施に当たり、その概要を報告する。

1 除草期間

(1) 早朝除草

7月8日(土)～9月3日(日)の土・日曜日 午前6時～7時30分
(但し、8月12日(土)、13日(日)は中断)

(2) 夕方除草

5月26日(金)～6月30日(金)の金曜日 午後6時～7時30分

(3) その他

4月から11月までの間に、以下の除草活動を随時受付

- ・教育旅行、課外活動等における除草
- ・企業・団体除草
- ・アダプト除草 (15団体・7個人)

※県民が里親となってボランティアで一定の区域を除草する制度
(参加団体)

アサヒコンサルタント(株)、(株)アスコ、積水ハウス(株)鳥取支店グループ、大山日ノ丸証券(株)、鳥取中央ロータリークラブ、国立大学法人鳥取大学、東洋交通施設(株)、鳥取ローターアクトクラブ、日本海テレビジョン放送(株)、(株)山陰合同銀行、(株)ジャパンディスプレイ鳥取工場、リコーインダストリアルソリューションズ(株)、スマイル塾、鳥取市、鳥取県

2 取組の方向性

- ・アフターコロナで参加しやすい環境が整ったことから、PRを強化していく。
- ・教育旅行、課外活動等については、単なる砂丘観光からプラスアルファの活動を求める傾向にあることから、この機をとらえて、(公社)鳥取県観光連盟の教育旅行コーディネーター等と連携し、学校側や旅行エージェントに対しての営業を促進する。
- ・上記により、ボランティア除草参加者の増加に努め、砂丘本来の景観や砂丘植物の保全、環境教育等の推進を図っていく。

<参考>

○除草活動の実績(過去5年)

| 年 度 | ボランティア除草 | | | 委託による除草 |
|-----|----------|----------------------|---------|---------|
| | 参加者数(人) | うち教育旅行、課外活動、観光客等除草体験 | 除草量(kg) | 除草量(kg) |
| H30 | 4,236 | 939 | 1,529 | |
| R1 | 3,927 | 237 | 2,561 | |
| R2 | 1,929 | — | 2,339 | |
| R3 | 1,866 | — | 1,768 | 1,920 |
| R4 | 2,373 | 430 | 2,075 | |

(注) H30～R3年度の参加者数の減少は、猛暑や新型コロナウイルス感染症拡大により、一部除草を控えたことによる。なお、R3年度は参加者数の減少に伴い、ボランティア除草で対応ができなかった範囲を業務委託による除草作業で補填した。

○鳥取砂丘未来会議の概要

(1) 目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な主体と協働し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高め、鳥取砂丘及び周辺地域の活性化に資する。

(2) 事業

- ・鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業
- ・鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

(3) 構成

会長：松原雄平 氏(鳥取大学名誉教授)

構成：地元活動団体、広域団体、地権者、学識者、行政

(4) 経費負担

県1/2 鳥取市1/2